

下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書

唐津市の下水道は昭和58年に一部供用開始し、平成29年度末の下水道処理人口普及率は71.3%、浄化槽等を含めた汚水処理人口普及率は89.4%となった。

一方、一部供用開始から35年以上が経過し、終末処理場をはじめとする施設の老朽化が進み、計画的に改築・更新していく必要がある。

こうした中、財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、国による支援は、未普及の解消及び雨水対策への重点化の方針が提示され、昨年12月22日、国土交通省から、下水道事業にかかる社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等への重点化の方針が通知された。

しかし、下水道は公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、公共的な役割が極めて大きく、この役割は、新設時も改築時も変わるものではない。

仮に、下水道施設の改築への国費支援がなくなった場合、著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、市民生活に支障を与えることになり、大幅値上げに理解が得られない場合、施設の改築・更新が停滞し、道路陥没や下水処理の機能停止など、市民生活や周辺環境に重大な影響が及ぶ恐れがある。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたり市民の安全安心な暮らしを守るとともに、公共用水域の水質を保全していくため、下水道施設の改築に対する国費支援を継続するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月16日

佐賀県唐津市議会

衆議院議長 大島 理 森 様

参議院議長 伊 達 忠 一 様

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣 石 田 真 敏 様
国 土 交 通 大 臣 石 井 啓 一 様